

神戸総合運動公園ユニバー記念競技場アスリート応援パートナー事業実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、神戸総合運動公園ユニバー記念競技場アスリート応援パートナー事業実施要綱（以下「要綱」という。）第5条の規定に基づき、ユニバー競技場において実施するパートナー事業の実施について必要な事項を定めるものとする。

(広告の表示位置)

第2条 広告の表示位置は、別添図面に定める位置及び募集区画とする。

(広告の規格、区画、協賛額及び広告掲出期間等)

第3条 広告の規格及び区画は次の各号のとおりとする。

- (1) ビジョン時計下 縦 0.6m×横 3.6m 2.16 m² 1区画 協賛額 金 500,000 円/区画・年
- (2) ビジョン下 縦 0.7m×横 3.0m 2.1 m² 3区画 協賛額 金 500,000 円/区画・年
- (3) ビジョン下柱 縦 1.5m×横 1.0m 1.5 m² 2区画 協賛額 金 500,000 円/区画・年
- (4) コンコース出入口

- ・ビジョン下 縦 0.9m×横 2.4m 2.16 m² 2区画 協賛額 金 500,000 円/区画・年
- ・メインスタンド 縦 0.9m×横 2.4m 2.16 m² 4区画 協賛額 金 500,000 円/区画・年
- ・バックスタンド 縦 0.9m×横 2.4m 2.16 m² 4区画 協賛額 金 500,000 円/区画・年

2 協会が設置する広告の仕様等は、原則パートナーから提出された AI データ（完全データ）を基に、インクジェット出力、アルミ複合板ベース固定とする。

3 広告掲出期間は、最低 12 か月とし、以降は 1 年単位とする。なお、1 年に満たない場合又は 1 年未満の端数を生じたとき（1 月未満の端数は、1 月と計算する）は、第 1 号に規定する協賛額はその掲載期間の月数に応じて月割計算して得られた額とする。なお、広告掲載期間の終期は令和 7 年 3 月 31 日までとする。

(広告の募集及び決定方法)

第4条 パートナー事業の募集は、協会ホームページにより公募する。

2 パートナーとして希望するものは、要綱及びこの要領を十分に理解したうえで、必要事項を記載した申込書（様式 1）を、協会にメール（PDF）又は持参にて提出する。なお、同日中（24 時までに）に協会に到着したものは、同着と見做して取り扱う。

3 協会は、申込書の提出があった者のうち、記載内容に不備があれば、事前審査対象外とする。

4 協会是要綱第 6 条の規定に基づき事前審査を行い、パートナー事業の対象として適当であると認められた者をパートナーとして募集区画の決定を行う。

5 パートナーは、申込の先着順により決定する。なお、募集区画の決定について、同一募集区画において、第 2 項にある同着の場合、協会において抽選して決定する。

6 パートナー及び募集区画決定後、協会は速やかにその旨をパートナーに通知書（様式 1－1）

により通知する。

(協賛額)

第5条 パートナーは、協会が指定する日までに協賛額(年額)を一括納入しなければならない。

2 パートナーの事情により、次条第1項に規定する広告掲載期間を終了しないで掲載期間終了するときは、既に納入済の協賛金は返還しないものとする。

(広告掲載期間)

第6条 広告掲載期間は、通知書に記載のとおりとする。

2 広告掲載期間終了の2か月前までに双方から掲載終了の申し出等がない場合は、1年間掲載期間を延長するものとする。

(審査機関)

第7条 第4条に規定する広告の募集及び決定方法の適正化を図るため、協会パートナー事業審査委員会(以下「審査会」という。)を設置する。

2 審査会の委員は、常務理事、総務課長、神戸総合運動公園長、公園緑地課長とする。

3 審査会は以下に掲げるものについて審査する。

- (1) 要綱第4条第1項第9号に関すること
- (2) 要綱第4条第2項第4号に関すること
- (3) 要綱第4条第3項第3号に関すること
- (4) 要綱第9条に関すること
- (5) 要綱第11条第3号に関すること
- (6) 第4条に規定する募集区画の決定等に関すること
- (7) その他上記に関連する事項

(その他)

第8条 要綱及びこの要領に定めるもののほか、パートナー事業に必要な事項は、別途、協会が定める。

附則

この要領は令和4年4月1日から施行する。